

【業務委託契約（準委任）約款】

（契約の成立）

第1条 本契約は、お客様（以下「甲」といいます。）がコネクシオ株式会社（以下「乙」といいます。）に対し乙所定の方法で申込み、乙が甲に対し乙所定の方法で承諾することによって成立します。

（業務の内容）

第2条 本業務の内容は、本書に定めるとおりとします。

（作業場所）

第3条 乙は、本業務の履行にあたって必要がある場合は、甲の事業所内において本業務を行うことができます。この場合において、甲は、本業務の履行のために必要な場所及び設備等（以下総称して「施設等」といいます。）を乙が利用することを認めるものとします。

- 乙は、施設等において本業務を行うときは、本業務に従事する乙の従業員等に施設利用規則等を遵守させなければならないものとします。
- 乙は、本施設を善良なる管理者の注意をもって利用し、本業務遂行の目的以外に利用してはならないものとします。
- 乙は、甲の事業所内において業務を行う必要がなくなったとき若しくは甲が要求したとき又は本契約が終了したときは、施設等を速やかに甲に対して返還します。

（資料等の貸与）

第4条 甲は、乙に対し乙が本業務を遂行するために必要とする資料及び物品（以下総称して「本業務資料」といいます。）を貸与又は提供しなければならないものとします。

- 乙は、本業務の遂行のために必要な限度で、本業務資料を複製、改変することができます。
- 乙は、甲より貸与又は提供を受けた本業務資料（その複製・改変物等を含みます。以下同様とします。）を他の資料、物品等と明確に区別し、善良なる管理者の注意をもって保管し、本業務遂行の目的以外に利用してはならないものとします。
- 乙は、本業務資料が不要となったとき又は本契約が終了（解除、解約の場合を含みます。以下同様とします。）したときは、本業務資料を速やかに甲に対して返還又は破棄しなければならないものとします。
- 乙は、本業務資料に基づき業務を実施するものであり、本業務資料自体の誤り又は甲の指示命令等に起因し、本業務の不履行が生じた場合、又は甲若しくは第三者に不利益若しくは損害が発生した場合であっても、乙は一切の責任を負わないものとします。

（再委託）

第5条 乙は、本業務の全部又は一部を、乙の判断にて第三者に再委託することができます。この場合、乙は、当該再委託先に対し、本契約に基づく乙の義務と同等の義務を当該再委託先に負わせるものとします。

（知的財産権）

第6条 乙が甲から提供され若しくは知得した情報又は技術に基づいて、又は本業務を行うにあたり、発明、考案又は意匠の創作をしたときは、直ちに甲に通知し、甲及び乙は、かかる通知後速やかにその発

明、考案又は意匠の創作に基づく特許、実用新案登録又は意匠登録を受ける権利の帰属及び実施条件等について、協議の上、必要又は相当と認められる事項を定めるものとします。但し、ノウハウはこの限りではありません。

(納入物の権利)

第7条 本業務の遂行にあたり作成された納入物に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定される権利を含みます。）は、乙又は本業務遂行以前に納入物を構成する著作権を保有していた第三者に留保されます。この場合においても、甲は納入物を利用でき、乙は、甲が納入物を利用できるよう、当該第三者から許諾を得る等の必要な措置を講じます。但し、甲は、納入物を複製又は改変する場合は、乙の承諾を要するものとします。

(納入・業務の完了)

第8条 乙は、本業務の実施によって作成した納入物がある場合は、当該納入物を、本書に定める期日までに、甲の指定する場所に納入します。納入物がない場合は、本書に定める期日までに、本業務を実施します。

2. 乙は、善良なる管理者の注意をもって本業務を遂行するものとし、実施期間満了の日をもって本業務の完了とします。

(対価・支払方法)

第9条 甲は、本書で定める支払期日までに、本書で定める契約金額及びこれに対する消費税並びに地方消費税に相当する額を乙に支払うものとします。

2. 解約、解除等理由の如何を問わず、本業務の業務実施期間内において本契約が終了する場合であっても、乙は、受領した契約金額を一切返還しないものとします。

(履行の遅延)

第10条 乙は、本業務の履行が遅延その他不能となる恐れが生じたときは、直ちに、その理由及び完了予定日等を甲に通知し、協議により対応を定めるものとします。

2. 乙は、天災地変その他乙の責に帰すことができない事由により、本業務の履行が遅延その他不能となる恐れが生じたときは、甲に対し遅滞なくその事由を通知し、無償で相当期間、履行期日を延長することができます。

(責任)

第11条 本契約は準委任であるため、甲は、本業務を善良なる管理者の注意をもって遂行している限り、本業務の内容、結果につき、契約不適合責任を含め、その責任を負わないものとします。

(秘密保持)

第12条 甲及び乙は、本契約に関連して相手方から開示された情報のうち、書面等の有形媒体にて開示される場合は当該媒体に秘密である旨の表記がされた情報、口頭などの無形媒体にて開示される場合は開示の際に秘密である旨が示され、当該開示後10日以内にその内容を書面化のうえ秘密である旨を表記して提供された情報（以下「秘密情報」といいます。）を、相手方の事前の書面による承諾がない限り、第三者に開示し又は漏洩してはならないものとします。

2. 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する情報については、本条に定め

る秘密保持義務を負わないものとします。

- (1) 相手方からの開示の時点で既に公知の情報
- (2) 相手方から開示後、自己の責によらず公知となった情報
- (3) 相手方から開示を受けたときに既に自己が知得していた情報
- (4) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
- (5) 相手方から開示された情報と無関係に独自に作成した情報

3. 第1項の規定に拘らず、甲又は乙が、裁判所や行政機関の有効な命令、又は法律等により開示を要求された場合は、その命令又は要求に従い秘密情報を開示することができます。但し、法令の許容する範囲で、直ちに当該要求を受けたこと及び開示対象情報を相手方に通知のうえ開示するものとし、事前の通知が困難な場合には、開示後直ちに相手方に通知するものとします。

(権利義務の移転)

第13条 甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく、本契約に基づく自己の権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、担保に供し、又は承継させてはならないものとします。

(不可抗力)

第14条 地震、台風、津波その他の天変地異、戦争、暴動、内乱、テロ行為、重大な感染症又は伝染病等、法令・規則の制定・改廃、公権力による命令・処分その他の政府による行為、争議行為、輸送機関・通信回線等の事故、その他不可抗力等、及びこれらを踏まえた乙の判断に基づく本契約の全部又は一部(金銭債務を除きます。)の履行の遅滞又は中止については、いずれの当事者もその責任を負わないものとします。但し、当該事由により影響を受けた当事者は、当該事由の発生を速やかに相手方に通知するとともに、回復するための最善の努力をするものとします。

2. 前項に定める事由が生じ、本契約の目的を達成することが困難であると認めるに足りる合理的な理由がある場合には、甲乙協議の上、本契約の全部又は一部を解除できるものとします。

(相殺)

第15条 甲及び乙は、相手方に対して有する債権と、相手方に対して負担する債務とを、相手方に対して有する債権の弁済期到来前においても相殺することができます。

(契約の解除)

第16条 甲及び乙は、相手方が、本契約の各条項に違反したとき、他より差押、仮差押、仮処分、競売等の申立てを受けたとき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始等の申立てを受けたときあるいは自ら申立てたとき、手形又は小切手を不渡りにする等支払停止状態に陥ったとき、その他これらに類する不信用な事実があったときは、何ら催告をなさず直ちに本契約を解除することができます。なお、本解除権の行使により解除権者による損害賠償の請求を妨げるものではありません。

2. 前項のいずれかに該当する事由が生じた当事者は、相手方に対して負担する一切の金銭債務について期限の利益を当然に喪失するものとし、直ちに当該債務の全額を一括して支払わなければならないものとします。

(損害賠償)

第17条 本契約に関連する乙の損害賠償責任は、請求原因の如何を問わず、甲に現実生じた直接損害

に限定され、本書で定める契約金額を上限とし、予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害及び逸失利益については賠償範囲に含まれないものとします。

(反社会的勢力の排除)

第18条 甲及び乙は、自己又は自己の役員が暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなったときから5年を経過しないものを含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）のいずれにも該当しないこと、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等ではないことを表明し、保証します。

2. 甲及び乙は、相手方が、次の各号の一に該当した場合、何らの催告を要せずに、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができます。

(1) 反社会的勢力に属する、又は反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき

(2) 反社会的勢力を利用してしていると認められるとき

(3) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき

(4) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(5) 自己又は第三者を利用して、相手方又は相手方の関係者に対して、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いたとき

3. 甲及び乙は、前項各号に対する違反を発見した場合、直ちに相手方にその事実を報告しなければならないものとします。

4. 甲及び乙は、第2項の規定により本契約の全部又は一部を解除したことにより相手方に損害が生じたとしても、何ら当該損害の賠償をすることを要せず、また、当該契約解除により自らに損害が生じたときは、その相手方は当該損害を賠償する責を負うものとします。

(紛争の解決)

第19条 本契約に定めのない事項又はその解釈に疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議のうえ解決を図るものとします。万が一協議が整わず、訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(分離可能性)

第20条 本契約の規定の一部が無効又は執行不能であるとされた場合でも、本契約の全体の有効性には影響がないものとし、当該無効又は執行不能の部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な規定と置き換えるものとし、本規約のその他の規定は有効に存続するものとします。

以上